

グループホームあい愛塩尻
利 用 料 金 表

令和7年1月1日改定

◆月額基本利用料

(金額は消費税込み)

項 目	月額 一月30日とした場合	備 考
家 賃	60,000円	月の中途入居の場合、一月を30日として日割計算(1日2,000円)
光熱水費	27,000円	月の中途入居の場合、一月を30日として日割計算(1日900円)
食材料費	46,800円	1日1,560円(朝食280円,昼食580円,夕食580円,おやつ120円) 実際の喫食数により計算
合 計	133,800円	

◆介護保険サービス費

※要介護度別1日あたりの基本報酬

※地域加算：地域区分7級地(1単位あたりの単価10,14円)

項 目	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認知症対応型共同生活介護費Ⅰ	761単位	765単位	801単位	824単位	841単位	859単位
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)		37単位	37単位	37単位	37単位	37単位
サービス提供体制加算Ⅲ	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位
夜間支援体制加算Ⅰ	50単位	50単位	50単位	50単位	50単位	50単位
合計単位数(1日分)	817単位	858単位	894単位	917単位	934単位	952単位
合計単位数(30日として)	24,510単位	25,740単位	26,820単位	27,510単位	28,020単位	28,560単位

※その他加算・減算

協力医療機関連携加算	1月につき 100単位		
初期加算	1日 30単位		入居した日から30日間
口腔・栄養スクリーニング加算	1回につき 20単位		6か月に1回
若年性認知症利用者受入加算	1日 120単位		
入院時費用	1日 246単位		1月に6日を限度
退去時相談援助加算	1回 400単位		1人につき1回を限度
看取り介護加算	死亡日以前31日～45日以下	72単位/日	看取り介護開始後、死亡日からさかのぼって算定
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	
	死亡日以前2日又は3日	680単位/日	
	死亡日	1,280単位/日	
身体拘束廃止未実施減算	1日につき 10%減算		取組未実施の場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	1日につき 1%減算		取組未実施の場合
業務継続計画未策定減算	1日につき 3%減算		取組未実施の場合
介護職員処遇改善加算Ⅱ	単位合計×17.8%		令和6年6月改定

※ 要介護度別の月額利用料のめやす(ひと月30日の場合) ※1割負担の場合

項 目	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	133,800円	133,800円	133,800円	133,800円	133,800円	133,800円
介護保険自己負担	29,397円	30,866円	32,156円	32,980円	33,590円	34,235円
利用料合計	163,197円	164,666円	165,956円	166,780円	167,390円	168,035円

◆別途に実費負担が必要なサービス

日用消耗品費	1,570円/月
(例) 洗剤、ティッシュペーパー、機能訓練に使用する折り紙、工作等の材料代など	
寝具リース代(布団、シーツ類一式)	1日210円(30日6,300円)
おむつ代	実費(施設で購入代行もできます)
理美容代	実費
医療費	実費
市外への通院介助・入退院付き添い	1時間 1,200円+交通費
市外への送迎・付添い	1時間 1,200円+交通費
*交通費は、公共交通機関の場合は実費、施設車両の場合は1km当り60円	
退居時における居室清掃代(畳替え含む)	34,600円

- 1 介護保険の給付額が変更された場合、自己負担額も変更となります。
 - 2 月の途中での入退居の場合、家賃・水光熱費は1日当り料金による計算となります。
 - 3 外出等によりホームの食事をなされないときは、前日までにその旨お申し出ください。実食されなかった分の食費はいただきません。
- ※ 介護保険関係の料金は、厚生労働省通達によるものです。省令により変動する場合があります。